

第27回参議院議員通常選挙が行われます

投票日

7月20日 日

選挙期日について、まだ決定されていないため、7月3日公示、7月20日投票の想定で記載しております。今後、変更となる場合もあります。

投票時間

午前7時～午後7時



▶投票できる方

引き続き3カ月以上白鷹町の住民基本台帳に登録されている方で、平成19年7月21日までに生まれた方（18歳以上の方）。

※令和7年4月3日以降に白鷹町に転入された方は、以前の住所地で投票できる場合がありますので、前住所地の選挙管理委員会にお問い合わせください。

▶投票にあたっての注意事項

（1）投票用紙の書き方（①→②）

①山形県選出議員選挙の投票を行います。投票用紙（クリーム色）には候補者1名の氏名を書き、投票箱に投票してください。

②比例代表選出議員選挙の投票を行います。投票用紙（白色）には候補者1名の氏名または1つの政党等の名称を書き、投票箱に投票してください。

（2）入場券を忘れずに持参してください。

入場券は7月1日頃から順次発送します。配送の都合上同じ地域でも到着時期は前後します。もし入場券を紛失した場合でも投票できますので、投票所の受付にお申し出ください。

▶代理投票について

身体の不都合等により、自分で投票用紙に記載できない方は、投票所の職員が本人に代わって記載いたします。本人による申し出が必要ですので、ご希望の方は投票所の受付にお申し出ください。

▶期日前投票について

選挙は、投票日に投票所において投票することを原則としていますが、投票日前であっても、投票日と同じように投票ができます。

▽場所／中央公民館1階ミーティングコーナー
▽日時／7月4日（金）～19日（土）

（午前8時30分～午後8時）

・事前に入場券裏面の期日前投票宣誓書に必要事項を記入の上、ご持参ください。

・入場券が届いていない場合でも、期日前投票ができますので、期日前投票所の受付にお申し出ください。

▶不在者投票

業務に従事するため他の市町村に滞在されている方は、従来の不在者投票と同じように

滞在地の選挙管理委員会において不在者投票ができます。この場合、郵便で投票用紙を請求してからの投票となり、郵便の往復に日数がかかりますので、お早めに請求の手続きを行ってください。

※不在者投票ができる施設として指定されている病院などに入院・入所中の方は、その場所（施設内）で不在者投票ができますので、各施設の職員にお申し出ください。

町内の指定施設

白鷹町立病院、白光園、マイスカイ中山、あゆみの園

※町外の指定施設については、お問い合わせください。

▶郵便などによる不在者投票について

身体障がい者手帳等をお持ちで所定の要件に該当する方は自宅で投票できます。詳しくはホームページをご覧ください。

若い有権者の皆さんに選挙を身近に感じていただくため、期日前投票の投票立会人を募集します

■募集要件

参議院議員通常選挙の選挙権を有し、応募の時点で満18歳以上30歳未満の方

■立会日

7月4日（金）～19日（土）

■立会時間

- ①午前8時30分～午後8時（終日）
- ②午前8時30分～午後2時15分（前半）
- ③午後2時15分～午後8時（後半）

■報酬

①10,900円 ②・③5,450円

■場所

中央公民館ミーティングコーナー

■申込締切 6月25日（水）午後5時

※申し込み方法などの詳細はホームページをご確認ください。



選挙に関する情報はこちら▶

届けよう

あなたの望み

社会へと

令和6年度明るい選挙啓発標語

最優秀賞

齋藤

茅菜さん

（鮎貝小学校）

～ 20 歳になった皆さんへ～ 20 歳になったら国民年金

国民年金は、年をとった時、病気や事故で障がいが残った時、家族の働き手が亡くなった時に、働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

国民年金は、20歳以上60歳未満の方は加入することが義務付けられており、20歳になると日本年金機構から国民年金加入のお知らせが届きます。

国民年金のポイント

☑将来の大きな支えになります！

国民年金は20歳から60歳に達するまでの方が加入し保険料を納める制度です。国が責任をもって運営するため、安定しており年金の給付は生涯にわたって保障されます。

☑老後のためだけのものではありません！

国民年金は、年をとった時の老齢年金のほか、障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で障がいが残った時に受け取れます。また、遺族年金は加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（「子のある配偶者」や「子」）が受け取れます。

国民年金保険料のお支払い

☑国民年金の保険料

国民年金第1号被保険者および任意加入被保険者の1カ月当たりの保険料は17,510円です。

これらの保険料に加えて、毎月400円の保険料を納めることによって、将来の年金額を多く受け取れる制度があります（付加年金）。

☑「前納割引制度」があります！

保険料をまとめて前払い（前納）すると、割引が適用されるのでおトクです。

国民年金保険料のお支払い

☑口座振替・クレジットカード・スマホ決済アプリでのお支払い

口座振替を利用すると、金融機関等に行く手間と時間がはばけ、納め忘れも防ぐことができます。さらに、「早割（当月末納付）」や「前納」で納めると、保険料が割引されます。また、スマートフォンアプリを利用した電子（キャッシュレス）決済もできます。ぜひご利用ください。（AEONPay、auPAY、d払い、PayB、PayPay、楽天ペイ対応）

学生納付特例制度

☑「学生納付特例制度」

学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、世帯主の所得にかかわらず国民年金保険料の納付が猶予される制度です。対象となる学生は、学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校（修業年限1年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

☑申請について

「学生納付特例申請書」に在学期間がわかる学生証の両面コピーまたは在学証明書の原本を添付し、町民課戸籍年金係または年金事務所に提出してください。

国民年金保険料免除等の申請について

保険料が納め忘れの状態、万が一、障がいや死亡といった不測の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度（50歳未満）」がありますので、町民課戸籍年金係の窓口で手続きをしてください。

令和7年度分（令和7年7月分から令和8年6月分まで）の免除等の受付は令和7年7月1日から開始されます。また、申請時点の2年1カ月前の月分までさかのぼって申請することができます。

失業等により保険料を納付することが経済的に困難になった方で、申請を忘れていた期間がある場合は、町民課戸籍年金係または年金事務所へご相談ください。